|  |  |
| --- | --- |
| 受 付 日 | 様式１ |
| 受付番号 |  |

令和　年　月　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇　殿

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業担当　宛）

都道府県知事

政令市市長　　　　　　　　印

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業申請書

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の8第1項の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置（以下「支障除去等措置」という。）又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）第13条第１項の規定に基づく処分等措置（以下「処分等措置」という。）を行うにあたり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業による助成金の交付を受けたいため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が定める申込規約を遵守することに同意し、下記の通り必要な書類を添えて申請します。

記

１．申請額　　　金　　　　　　　　　　円

２．添付資料

①別紙1

（１）助成金の交付の申請者とPCB廃棄物の保管状況

（２）保管事業者等に対して講じた行政指導、行政処分の経緯

（３）行政代執行の法定要件

（４）保管事業者等に対する費用の徴収

（５）講じようとする支障除去等措置又は処分等措置の内容及び必要な費用

　　②ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援対象事業所要額調書　別紙２

③事業費明細書　別紙３

④その他実施要領別表１で定める証憑書類

|  |
| --- |
| JESCO使用欄 |
| JESCO判定 |  |
| ERCA回付確認 |  |
| ERCA判定結果照合 |  |
| 判定結果通知 |  |
| 備考欄 |  |

別紙１

（１）助成金の交付の申請者とPCB廃棄物の保管状況

①助成金の交付の申請者

|  |  |
| --- | --- |
| １．申請者名 |  |
| ２．申請者住所 | （申請者住所）〒　電話番号　　　　　　FAX番号　 |
| ３．代表者名 | 職制　　　　　　　　　　　　　名前 |
| ４、連絡者名 | 所属　　　　　　　　職制　　　　　　　　　　名前　電話番号　　　　　　FAX番号　　Mail  |
| ５．備考 |  |

②PCB廃棄物の保管状況

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記載内容 |
| １．高濃度PCB廃棄物の種類、量※「廃棄物分類番号」は次から選択し、記入ください。①変圧器、②コンデンサー類、③PCB油、④安定器、⑤その他※１行につきPCB廃棄物を１台（缶）記入してください。※欄が足りない場合は、別紙（様式任意）を作成のうえ追加記入をお願いいたします。 | （廃棄物分類番号） | （JESCO登録番号） | （機器等重量） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ２．保管事業者等の名 | ＊不存在の場合は、その状況を記載すること。 |
| ３．保管場所及び状況 | （保管場所住所）（保管状況） |
| ４．その他 |  |

（２）保管事業者等に対して講じた行政指導、行政処分の経緯

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記載内容 |
| １．保管事業者等に対して講じた行政指導 | ＊廃棄物処理法に基づく支障除去等措置を行う場合は処分者等及び排出事業者等に対して、特別措置法に基づく処分等措置を行う場合は保管事業者に対して講じた措置を記載すること。 |
| ２．行政処分の経緯 |  |

（３）行政代執行の法定要件

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記載内容 |
| １．行政代執行の法定要件※下記３つのうち該当するもの一つを右の欄に記載して下さい。①改善命令等の内容（履行期限を含む。）及び違反・未履行の状況＊履行期限までに処分の委託等を行っていない事実を記載②保管事業者等の不明又は不存在③上記二つに該当しない場合であって緊急の必要性がある場合の状況 | 法定要件 | ＊根拠条項を併せて記載すること。 |
|  |

（４）保管事業者等に対する費用の徴収

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記載内容 |
| １．保管事業者等に対する費用の徴収の実施予定 |  |
| ２．費用の徴収の可能性（資力等）の状況 |  |

（５）講じようとする支障除去等措置又は処分等措置の内容及び当該措置に係る費用

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記載内容 |
| １．講じようとする支障除去等措置又は処分等措置の内容※分析など、行政処分の対象を明確化するための措置は含めない。 | 講じようとする支障除去等措置又は処分等措置の内容 |
| (1)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分(2)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬(3)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である措置 ＊措置の内容を具体的に記載して下さい。　　 |
| ２．実施予定時期 | 着手　　　　年　　　月完了　　　　年　　　月 |
| ３．見積額 | 見積額　　　　　　　　円 |
| ４．申請額 | 申請額　　　　　　　　円 |

※実施予定時期については、支障除去等措置又は処分等措置に含まれる事業（補修等、収集運搬、処分）が開始されてから中間処分業者によってPCBが無害化されるまでの見込みを記載して下さい。

別紙２

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援対象事業

所要額調書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総事業費（A） | 交付対象経費（B） | 申請額（B）×75/100＝（C） |
| 円 | 円 | 円 |

※総事業費は交付要綱第４条第６項に掲げる対象経費のうち、当該事業に要する経費の総額を記載して下さい。

※総事業費の中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく支障除去等措置又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づく処分等措置として実施しない事業（保管事業者等又は都道府県等が自らの負担で直接実施する事業）が存在する場合には、総事業費(A)から当該費用を差し引いた額を交付対象経費(B)として記載し、内訳を同欄に記載して下さい。

別紙３

事 業 費 明 細 書

|  |
| --- |
| 内　訳 |
| 区　　　分 | 費　　　目 | 費　用 |
| １　処理料金表により算出された処理費用 |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| ２　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用  |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| ３　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用　 |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| 合　　　計 | 円 |

※費用については、根拠となる見積書等を添付すること。

※分析費など、行政処分の対象を明確化するための費用は含めない。また、支障除去等措置にあっては、行政処分の対象を明確化するための費用であるかにかかわらず、保管、分析等に要する費用は含めない。変　更　理　由　書

様式１-２

１．変更理由

２．変更内容

【変更前】　　事 業 費 明 細 書(別紙３)

|  |
| --- |
| 内　訳 |
| 区　　　分 | 費　　　目 | 費　用 |
| １　処理料金表により算出された処理費用 |  | 円  |
| 小　　計 | 円 |
| ２　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用  |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| ３　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用　 |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| 合　　　計 | 円 |

【変更後】　　事 業 費 明 細 書(別紙３)

|  |
| --- |
| 内　訳 |
| 区　　　分 | 費　　　目 | 費　用 |
| １　処理料金表により算出された処理費用 |  | 円  |
| 小　　計 | 円 |
| ２　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用  |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| ３　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用　 |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| 合　　　計 | 円 |

様式２

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

代表取締役社長　　○○　○○

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業

交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付け第　　　号で申請いただきました内容について、審査を行いましたところ、交付の要件を満たすことが確認されました。つきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１．助成金の交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　円

２．助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

①　助成金の交付の決定を受けた都道府県等は、支障除去等措置若しくは処分等措置の実施を中止し、若しくは廃止しようとする場合、支障除去等措置若しくは処分等措置が予定の期間内に完了しない場合又は支障除去等措置若しくは処分等措置の遂行が困難となった場合には、速やかに中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）に報告しなければならない。その場合において、JESCOは、助成金の交付の決定の取消を行うことがある。

②　助成金の交付の決定を受けた都道府県等は、支障除去等措置又は処分等措置の実施に要した費用の全部又は一部を保管事業者等から徴収した場合においては、その徴収額の100分の75に当たる額をJESCOに返還することとする。この場合において、機構、JESCO及び当該都道府県等の間に合意があるときは、当該都道府県等は当該費用の返還を機構に直接実施することができるものとする。

③　JESCOは、助成金の交付の決定を受けた都道府県等に対し、必要に応じ、支障除去等措置又は処分等措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

様式３

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

令和　年　月　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社　代表取締役　殿

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業担当　宛）

都道府県知事

政令市市長　　　　　　　　印

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業完了報告書

　令和　　年　月　日付け第　　　号で助成金の交付の決定を受けた標記事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

１．精算金額

　金　　　　　　　　円

２．交付決定額

　　金　　　　　　　　円

３．添付資料

（１）講じた支障除去等措置又は処分等措置の内容及び実施した時期　別紙１

（２）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業精算額調書　別紙２

（３）事業費明細書　別紙３

（４）歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

（５）契約書、検査調書等の写し（マニフェストＤ票の写しなど）

別紙１

１．講じた支障除去等措置又は処分等措置の内容及び実施した時期

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記載内容 |
| １．講じた支障除去等措置又は処分等措置の内容※分析など、行政処分の対象を明確化するための措置は含めない。※支障除去等措置にあっては、行政処分の対象を明確化するための措置であるかにかかわらず、保管、分析等は、含めない。 | 講じた支障除去等措置又は処分等措置の内容 |
| (1)高濃度PCB廃棄物の処分(2)高濃度PCB廃棄物の収集運搬(3)高濃度PCB廃棄物の処分委託のために必要不可欠である措置 ＊措置の内容を具体的に記載して下さい。　 |
| 処分したＰＣＢ廃棄物の種類・量※「廃棄物の種類」は次から選択し、記入ください。①トランス類、②コンデンサー類、③PCB油、④安定器、⑤その他 |
| （廃棄物の種類） | （量） |
| 申請書に記載した内容との差異がある場合はその内容及び理由 |
| ２．実施時期 | 着手　　　年　　　月　　　日完了　　　年　　　月　　　日 |

※実施時期については、支障除去等措置又は処分等措置に含まれる事業（補修等、収集運搬、処分）が開始されてから中間処分業者によってPCBが無害化されるまでを記載して下さい。

別紙２

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した事業精算額調書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 総事業費（Ａ） |  交付対象経費（Ｂ） | 申請額（Ｂ）×75/100＝（Ｃ） | 交付決定額（Ｄ） | 精算金額（Ｅ） |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※総事業費は交付要綱第４条第６項に掲げる対象経費のうち、当該事業に要した経費の総額を記載して下さい。

※総事業費の中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく支障除去等措置又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づく処分等措置として実施しない事業（保管事業者等又は都道府県等が自らの負担で直接実施する事業）が存在する場合には、総事業費(A)から当該費用を差し引いた額を交付対象経費(B)として記載し、内訳を同欄に記載して下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙３

事 業 費 明 細 書

|  |
| --- |
| 内　訳 |
| 区　　　分 | 費　　　目 | 費　用 |
| １　処理料金表により算出された処理費用 |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| ２　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用  |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| ３　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用　 |  | 円 |
| 小　　計 | 円 |
| 合　　　計 | 円 |

※費用については、根拠となる請求書等を添付すること。

※分析費など、行政処分の対象を明確化するための費用は含めない。また、支障除去等措置にあっては、行政処分の対象を明確化するための費用であるかにかかわらず、保管、分析等に要する費用は含めない。

様式４

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

代表取締役社長　○○　○○

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業

交付額確定通知書

令和　　年　　月　　日付け第　　　号で報告いただきました内容については、審査の結果、助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

１．助成金の確定額　　　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

様式５

令和　年　月　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社　代表取締役　御中

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業担当　宛）

都道府県知事

政令市市長　　　　　　　　印

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業支払申請書

令和　　年　　月　　日付け第　　　号により交付決定通知のあったポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業助成金として、下記のとおり支払を受けたいので、申請します。

記

１．助成金支払申請金額（算用数字を使用すること。）

（１）交付決定額　　　　　金　　　　　　円

（２）支払申請額　　　　　金　　　　　　円

２．振込先

（１）銀　行　名　　　　　銀行　　　　　　支店

　　（コード番号）

（２）口座名義

　　（フリガナ）

（３）口座種類　　　　　　普通　　　　　　当座

（４）口座番号

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

様式６

令和　年　月　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社　代表取締役　殿

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業担当　宛）

都道府県知事

政令市市長　　　　　　　　印

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業

費用徴収状況報告書

令和　　　年　　　月　　　日付け第　　　　　号で交付確定し、令和　　年　　月　　日付けで受領したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業助成金について、別紙のとおり保管事業者等への代執行に要した費用の徴収状況について、実施要領第１３条（１）の規定に基づき報告します。

記

１．総　事　業　費　　　　　　金　　　　　　　　円

　（代執行に要した経費）

２．交付対象経費　　　　　　金　　　　　　　　円

３．助成金交付額　　　　　　　金　　　　　　　　円

４．徴収額（累計）　　　　　　金　　　　　　　　円

５．既返還額　　　　　　金　　　　　　　　円

６．今回返還額　　　　　　金　　　　　　　　円

７．徴収状況の概要　　　　　　　　　別紙のとおり

別紙

連絡先：

所属：

担当者：

電話番号：　　　　　　　　（内線）

Mail：

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業に要した費用の徴収状況

１．実施時期　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

２．講じた支障除去等措置又は処分等措置の内容

|  |
| --- |
| 講じた支障除去等措置又は処分等措置の内容 |
| (1)処理料金表により算出された処分(2)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬(3)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である措置 ＊措置の内容を具体的に記載して下さい。 |
| 処分したＰＣＢ廃棄物の種類・量※「廃棄物の種類」は次から選択し、記入ください。①トランス類、②コンデンサー類、③PCB油、④安定器、⑤その他 |
| （廃棄物の種類） | （量） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３．求償（徴収）期間　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

４．事業費、求償額及び返還額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総事業費合計（Ａ） | 交付対象経費（Ｂ） | 内訳 | 求償額（Ａ’） | 徴収済額（累計）（Ｄ） | 返還予定額（Ｅ） |
| 交付額（Ｃ） |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※助成金返還予定額＝（Ｄ）×（Ｃ）／（Ｂ）＝（Ｅ）

既　返　還　額　　　　　　　　円

今 回 返 還 額 　　　　　円

返還予定額（Ｅ）　　　　　　　円

（注１）総事業費（A）及び交付対象経費（B）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく支障除去等措置又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づく処分等措置として実施しない事業がある場合は、当該事業に係る費用は除く。）については、原則、完了報告（実施要領第８条）に記載したものとする。

（注２）交付額（C）については、助成金の交付額の確定（実施要領第10条）で通知された額とする。

（注３）徴収済額（累計）（D）については、完了報告以後に保管事業者等から徴収した額とする。